暴風警報・特別警報・避難指示発令に伴う保育体制について

警報等が発令された場合、以下の保育体制を取らせて頂きます。
保護者の皆様に大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力賜わりますよう宜しくお願い致します。

	暴風警報が発令された場合	特別警報が発令された場合	学区に避難指示(警戒レベル4)が発令された場合
～午前7時迄 （開園前）	保育見合わせ		
午前7時 ～ 午前11時迄	解除された時間の1時間後から開園 （例：午前8時30分に解除→午前9時30分より開園）		
保育時間中	園から保護者の方々にご連絡し、お迎えをお願い致します。 連絡が取れない場合、降園に危険が伴う場合は保育を継続します。 お迎えの際はくれぐれもご注意下さい。		
午前11時～	解除されない場合休園		